

第3章第1節における一人の子どもを22年間育てる費用は、以下のように試算した。

1 使用したデータ

- ・総務省「家計調査」により特別集計。
なお、各年でのデータのばらつきを考慮し、3年後方移動平均をとった。

2 推計方法

- 手順1 ○子どものいない世帯と比べて、子どもがいることで追加的に発生すると思われる費目を「家計調査」から抽出した（表 一人の子どもにかかる費用の推計に利用した費目）。その際過去数年、子どものいる世帯の支出と子どものいない世帯の支出との差額をとり、22年間の費用がマイナスにならない費目、つまり、子どもがいることで追加的に発生したと考えられる費用を選択した。例えば、食料費の中の外食費及び酒類費目の場合、過去数年、22年間の支出がマイナス（つまり子どものいない世帯の支出が多い）になるため、子どもを育てる費用に算入しない。
- 手順2 ○上記の考え方にに基づき子ども年齢別に抽出した費目について、子どもが一人いる世帯と子どものいない世帯との差額をとり、該当する年月（例えば子ども年齢層0～2歳の場合は、12カ月×3年）をかけて、すべての子ども年齢層で算出した値を足し合わせて、22年間一人の子どもを育てる費用を推計した。
- 手順3 ○二人目及び三人目の子どもを育てる費用も上記にならぬ推計した。利用する費目は、一人の子どもを育てる費用推計の際に利用した費目群（表 一人の子どもにかかる費用の推計に利用した費目）をそのまま利用した。

表 一人の子どもにかかる費用推計に利用した費目

	費目	内訳
1	食料費	穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、学校給食
2	住宅関係費	家賃地代、設備修繕・維持、土地家屋借金返済 [1]
3	光熱・水道	電気代、ガス代、他の光熱、上下水道料
4	家具・家事用品	家事用消耗品、家事サービス
5	被服及び履物	下着類、子供用和服、男子用学校制服、女子用学校制服、子供用洋服、子供用シャツ・セーター類、子供用靴下、運動靴、サンダル、子供靴
6	保健医療	保健医療用品・器具、保健医療サービス
7	交通・通信費	鉄道通学定期代、バス通学定期代、自転車購入、通信
8	教育	授業料等、教科書・学習参考教材、補習教育
9	教養娯楽	教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、インターネット接続料
10	その他の消費支出	通学用かばん、保育所費用、他のこづかい

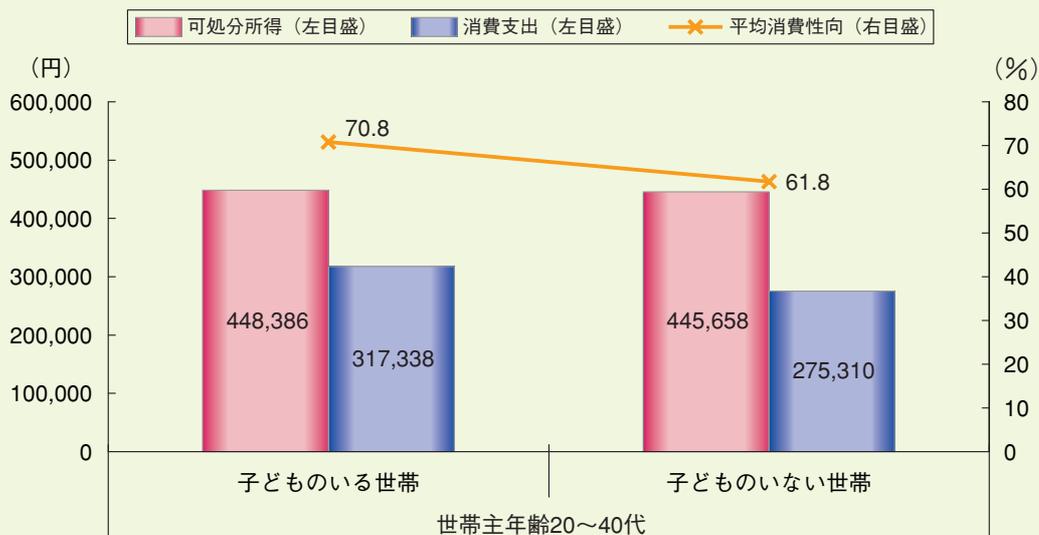
*各費目は総務省「家計調査」収支項目分類表による。

* (1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9) 及び (10) を基本的経費とした。(2) を住宅関係費、(8) を教育費とした。

[1] 本文中では「住宅ローン返済額」としている。

付図 3-1-1 子どものいる世帯の方がいない世帯より平均消費性向が高い

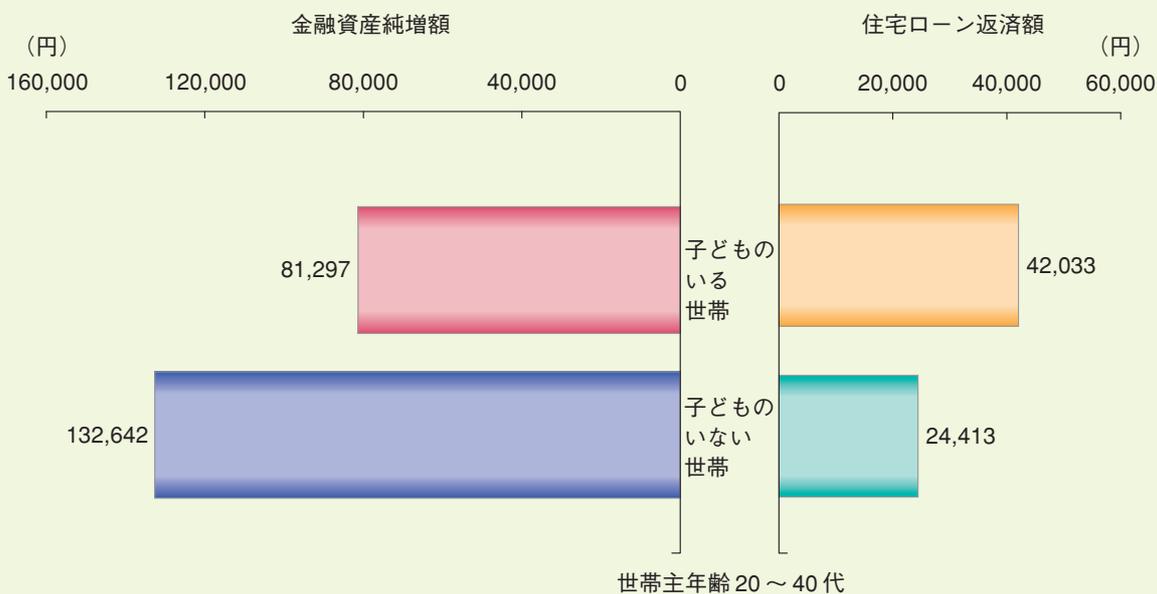
子どものいる世帯といない世帯の消費支出・可処分所得及び平均消費性向の比較（2003年）



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯の夫婦と21歳以下の未婚の子どもがおり、世帯主が夫で年齢が20～49歳の世帯。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみ世帯で、世帯主が夫で年齢が20歳～49歳かつ仕送り金の支出がない世帯。
 4. 金額は1ヶ月当たりの平均値である。

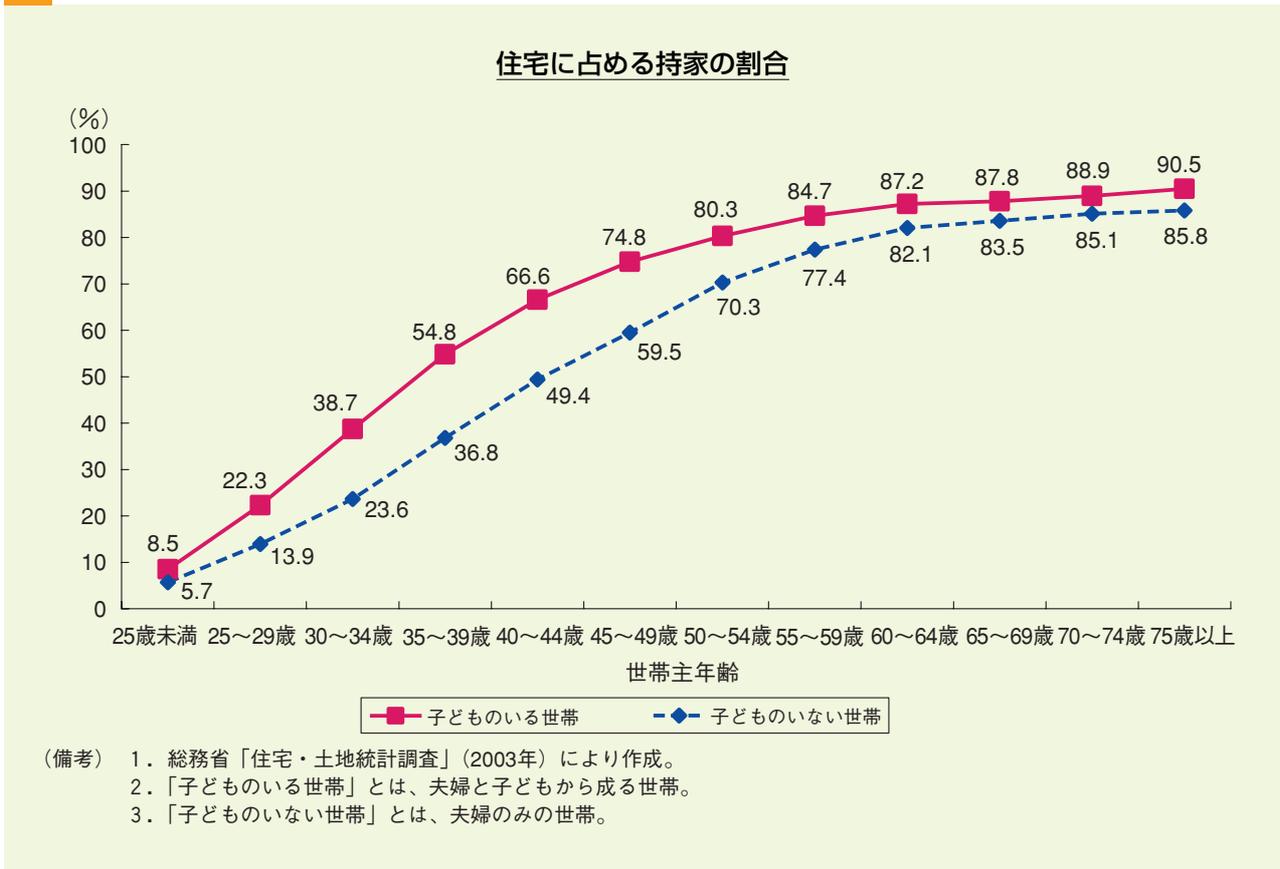
付図 3-1-2 子どものいる世帯の方が預貯金に回す金額は少ない

子どものいる世帯と子どものいない世帯の金融資産純増額と住宅ローン返済額（2003年）



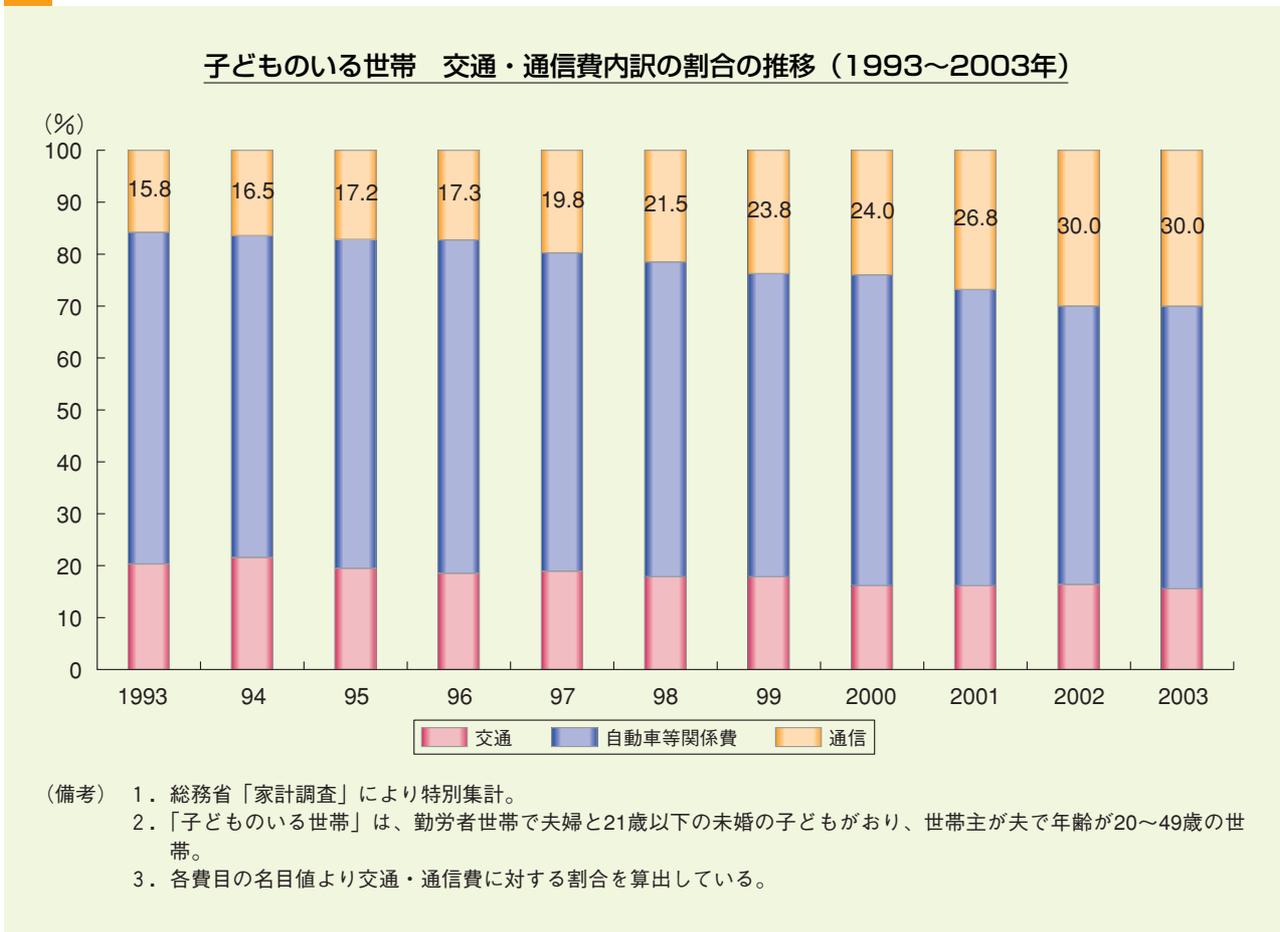
- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯の夫婦と21歳以下の未婚の子どもがいて世帯主が夫で年齢が20～49歳の世帯。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が20歳～49歳かつ仕送り金の支出が無い世帯。
 4. 「金融資産純増額」は、「預貯金」、「保険掛金」及び「有価証券購入」額から「預貯金引出」、「保険取金」及び「有価証券売却」額を差し引いた金額。
 5. 「住宅ローン返済額」は、家計調査の「土地家屋借金返済額」のことである。
 6. 金額は1ヶ月当たりの平均値である。

付図3-1-3 子どものいる世帯の持家率は各年齢層で高い

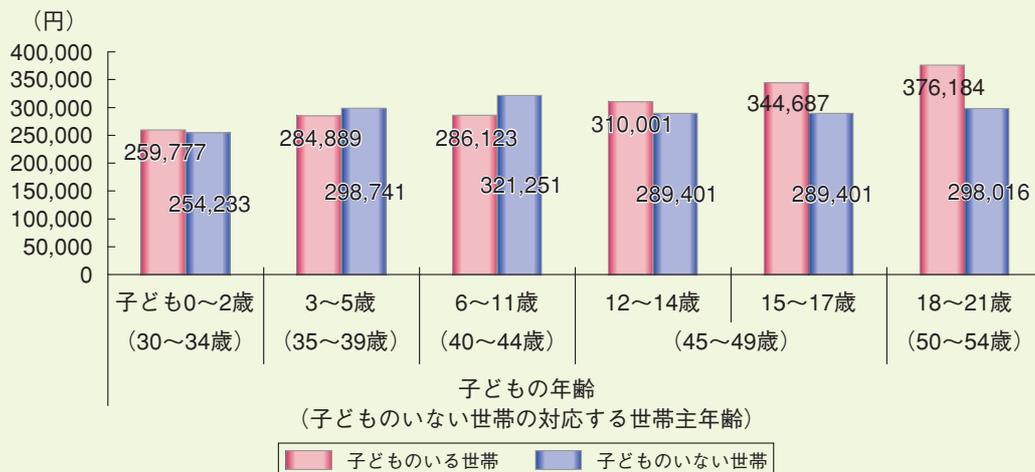


付図表

付図3-1-4 交通・通信費の内訳では、通信費の割合が増加している



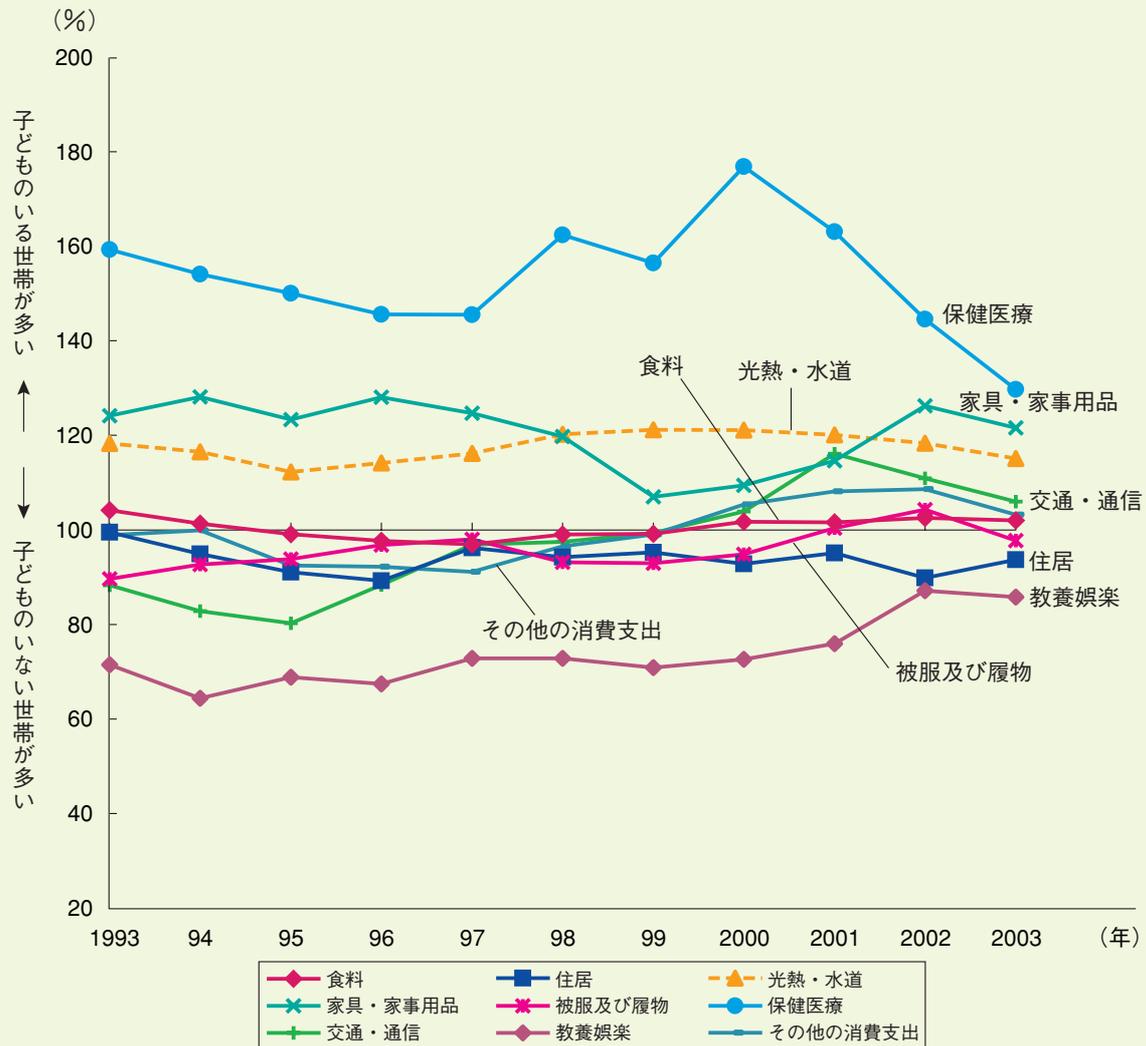
年齢層別に見た子どものいる世帯といない世帯の消費支出額の比較



- (備考)
1. 総務省統計局「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で夫婦と21歳以下の未婚の子どもが一人おり世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯より、子どもの年齢層別に分類した。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで世帯主が夫で仕送り金を支出しておらず、子どものいる世帯の世帯主平均年齢と同一年齢層の世帯主が夫の世帯。
 4. 2001~2003年の年当たり1ヶ月平均値の3か年平均値である。

付図 3-1-6 0~2歳の子どものいる世帯は光熱・水道、家具・家事用品、保健医療の支出が多い

子どものいない世帯に対する子どものいる世帯の消費支出の費目別割合

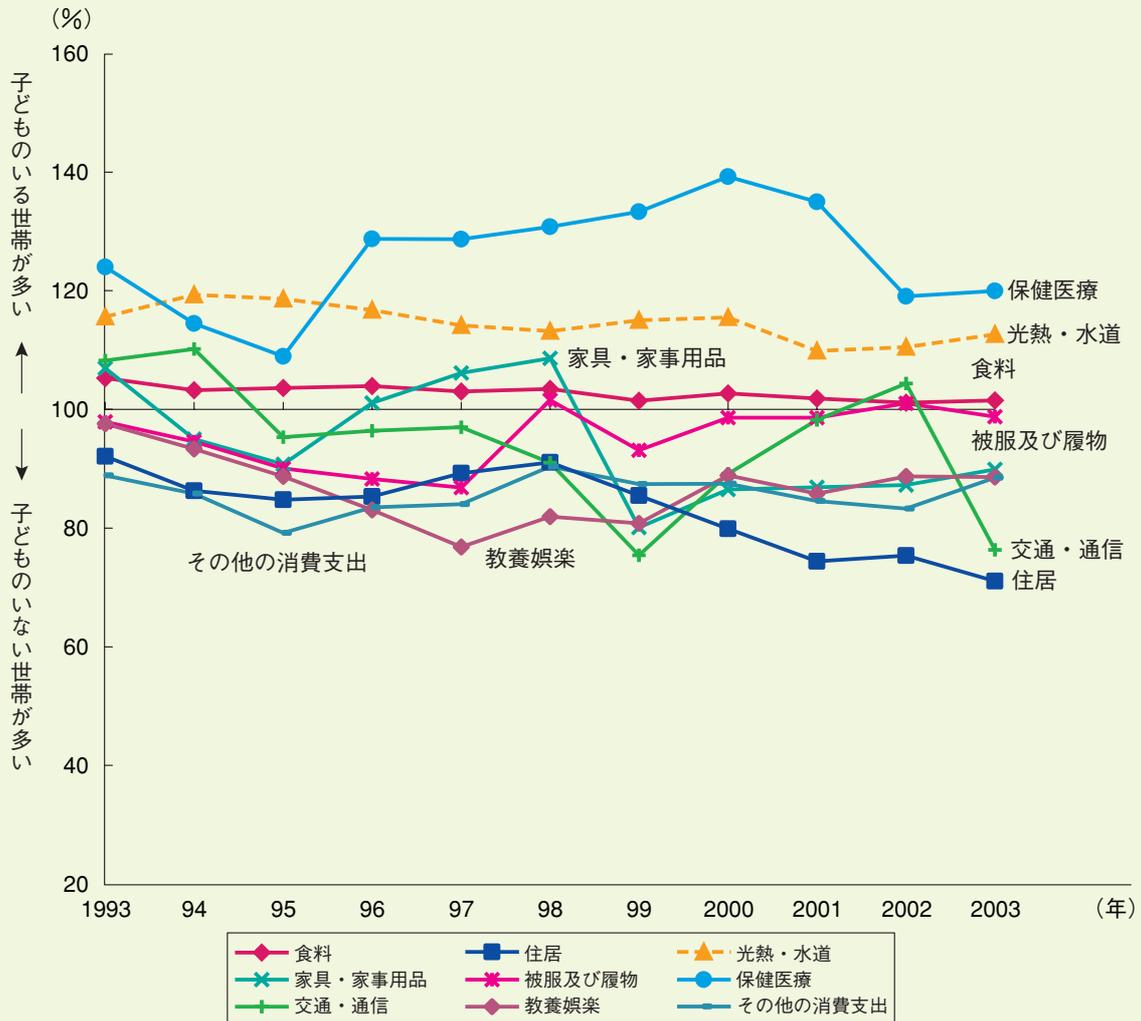


- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数(全国)の該当する費目より、金額を実質化(2000年基準)した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と0~2歳の子どもの一人いて世帯主が夫で、仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が30~34歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

付図表

付図 3-1-7 3～5歳の子どものいる世帯は光熱・水道、保健医療の支出が多い

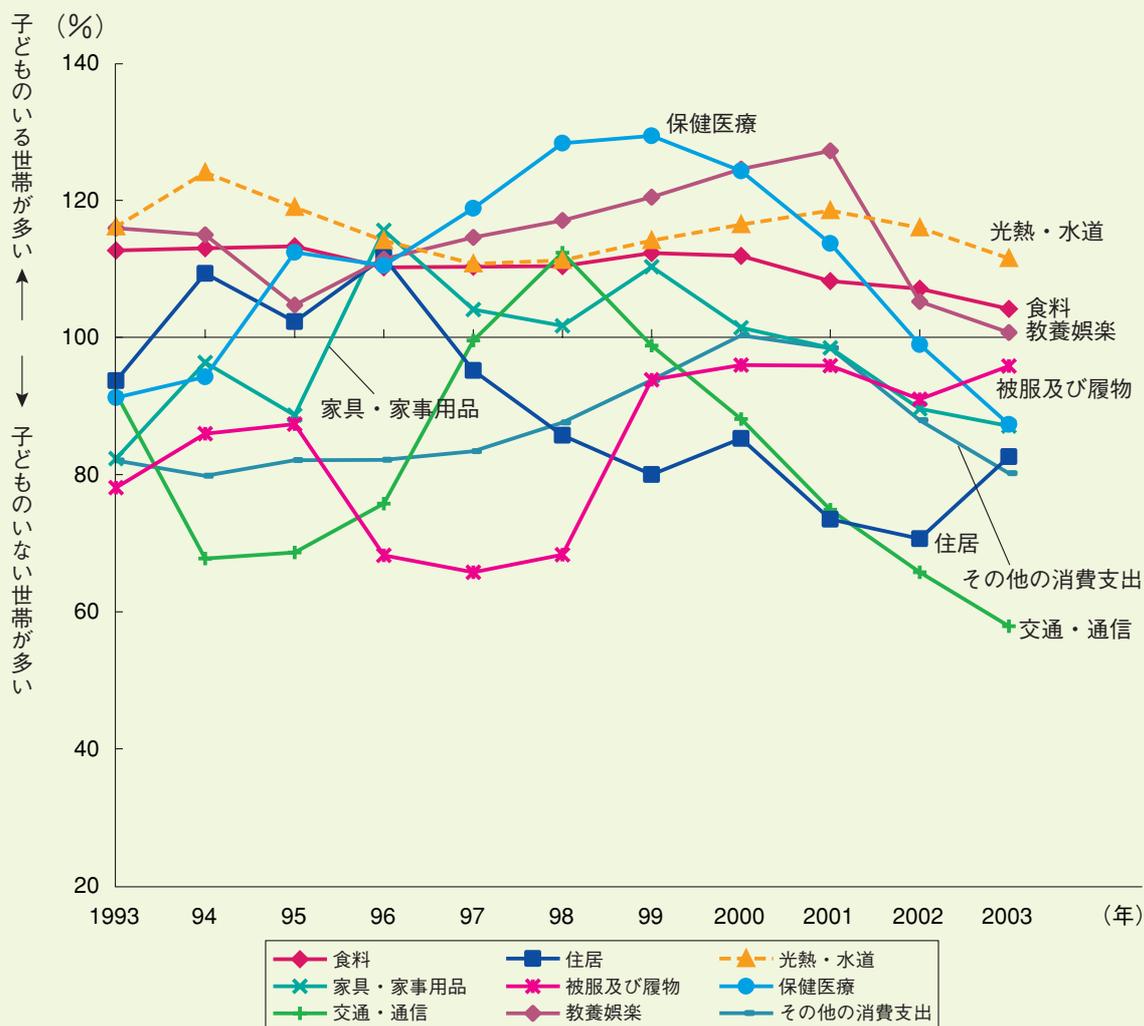
子どものいない世帯に対する子どものいる世帯の消費支出の費目別割合



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数（全国）の該当する費目より、金額を実質化（2000年基準）した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と3～5歳の子どもの一人いて世帯主が夫で、仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が35～39歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

付図3-1-8 6～11歳の子どものいる世帯は食料、光熱・水道、教養娯楽が多い

子どものいない世帯に対する子どものいる世帯の消費支出の費目別割合

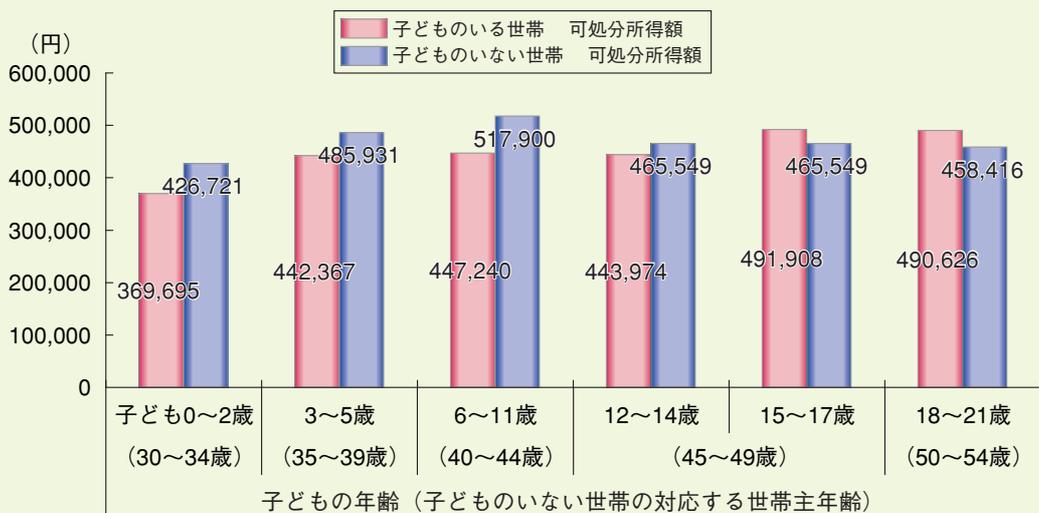


- (備考)
1. 総務省統計局「家計調査」より特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数(全国)の該当する費目より、金額を実質化(2000年基準)した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と6～11歳の子どもの一人いて世帯主が夫で、仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が40～44歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

付図表

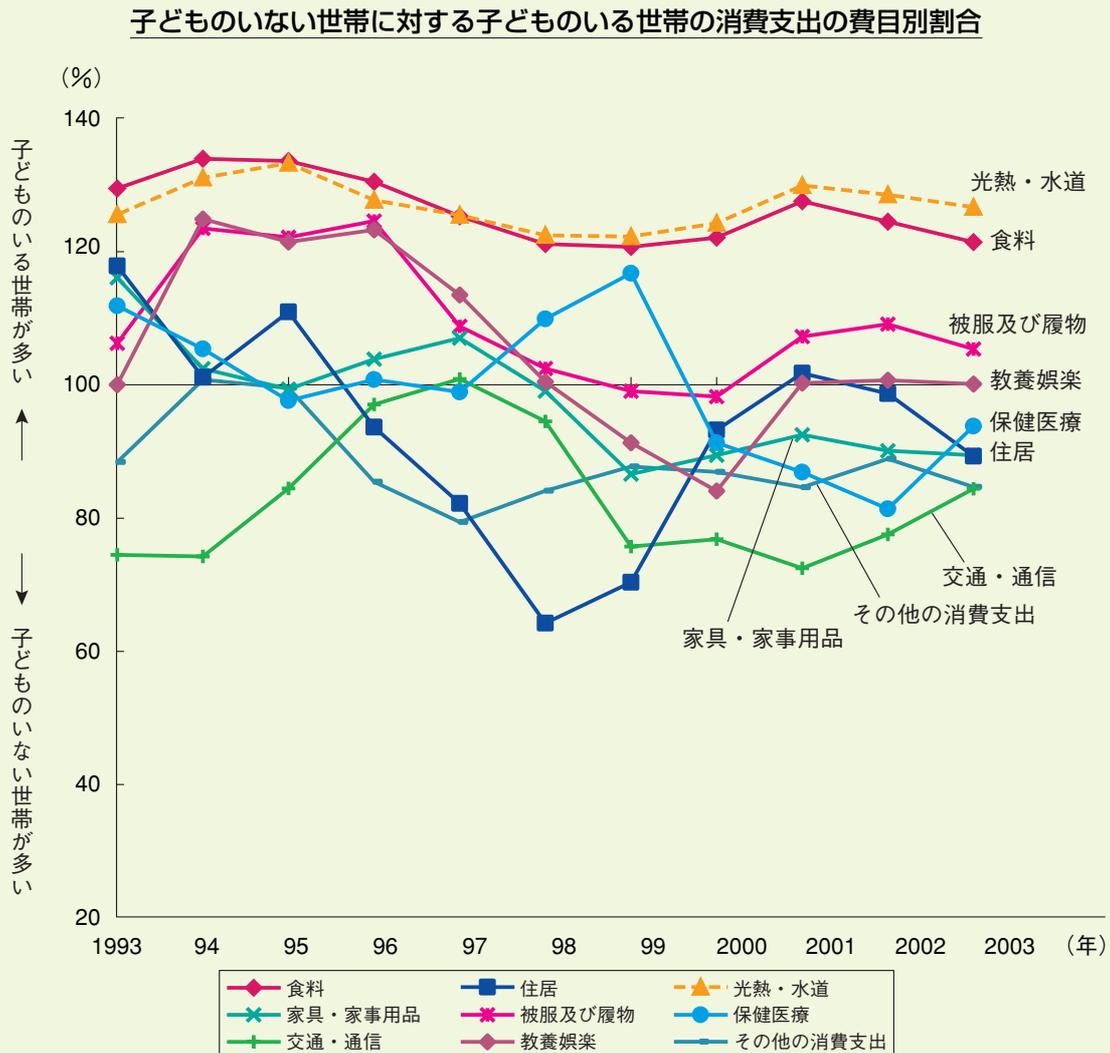
付図 3-1-9 年齢層が低い子どものいる世帯の可処分所得は子どものいない世帯より少ない

年齢層別に見た子どものいる世帯といない世帯の可処分所得



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で夫婦と21歳以下の未婚の子どもが一人おり、世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯より、子どもの年齢層別に分類した。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで世帯主が夫で仕送り金を支出しておらず、子どものいる世帯の世帯主平均年齢と同一年齢層の世帯主の世帯。
 4. 2001～2003年の年当たり1ヶ月平均値の3か年平均値である。

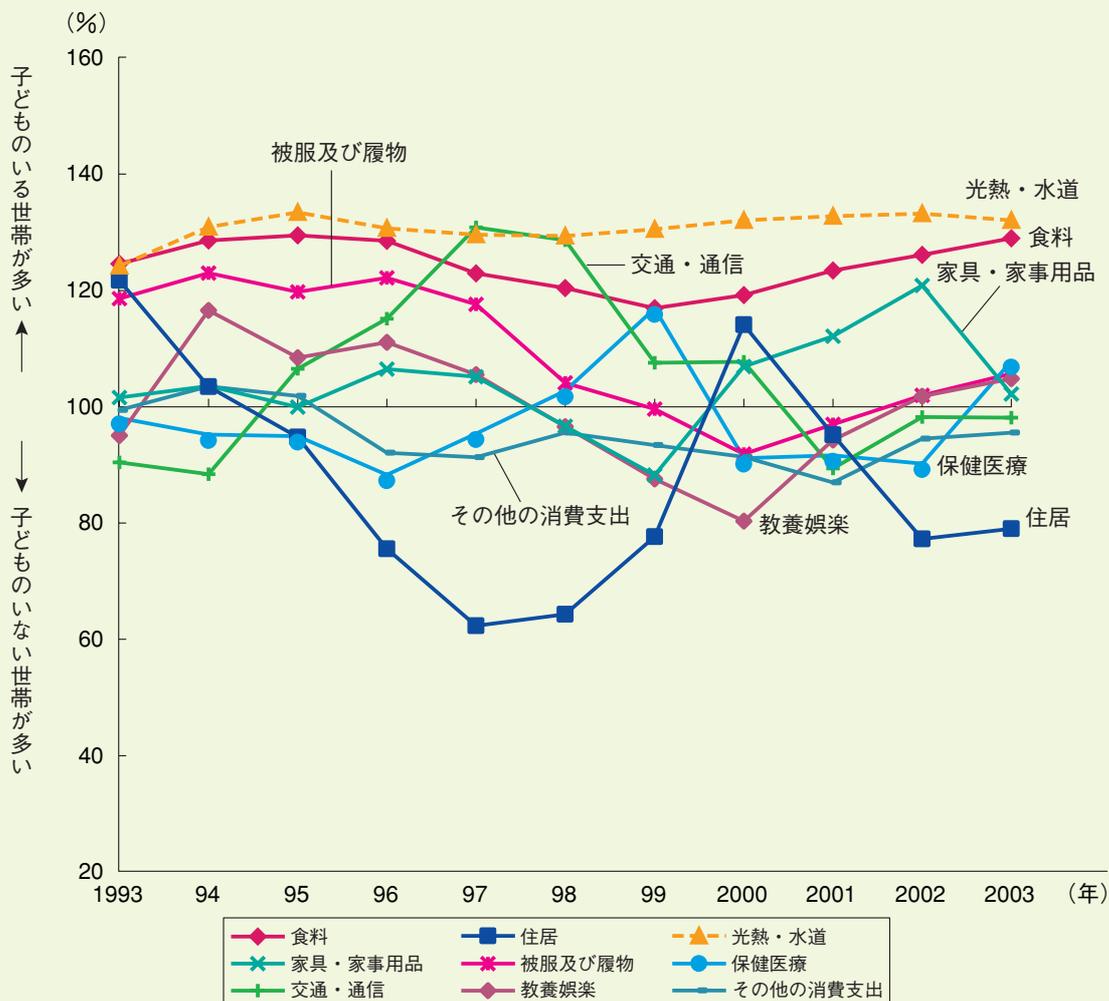
付図 3-1-10 12~14歳の子どものいる世帯は食料、光熱・水道などの支出が多い



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数(全国)の該当する費目より、金額を実質化(2000年基準)した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と12~14歳の子どもの一人いて、世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が45~49歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

付図3-1-11 15~17歳の子どものいる世帯は食料、光熱・水道などの支出が多い

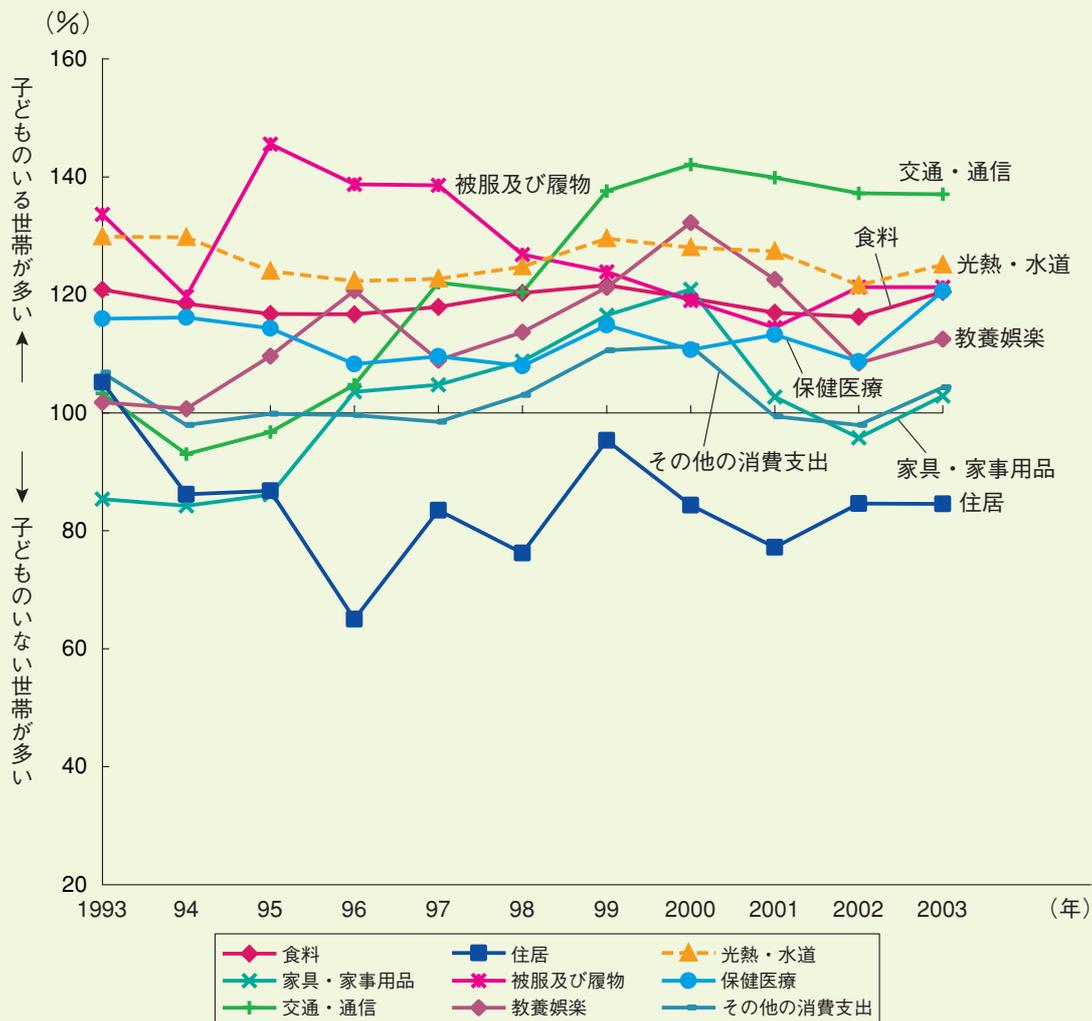
子どものいない世帯に対する子どものいる世帯の消費支出の費目別割合



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数(全国)の該当する費目より、金額を実質化(2000年基準)した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と未婚の15~17歳の子どもの一人いて世帯主が夫で、仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が45~49歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

付図 3 - 1 - 12 18~21歳の子どもがいる世帯は住居以外のすべての費目で子どものいない世帯より支出が大きい

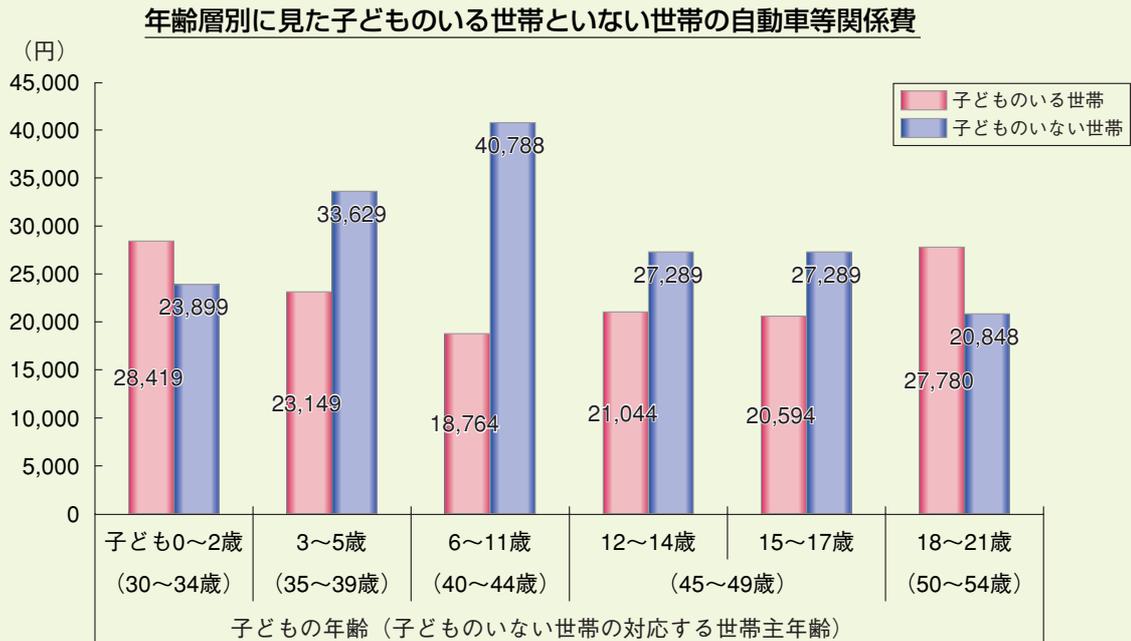
子どものいない世帯に対する子どものいる世帯の消費支出の費目別割合



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」の中分類指数(全国)の該当する費目より、金額を実質化(2000年基準)した。ただし、「その他の消費支出」については、便宜的に「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
 3. 年当たり1ヶ月平均値を、各年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。
 4. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で、夫婦と未婚の18~21歳の子どもが一人いて世帯主が夫で、仕送り金を支出していない世帯。
 5. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで、世帯主が夫で年齢が50~54歳で仕送り金を支出していない世帯。
 6. 「教育」費に関しては、子どものいない世帯での支出額が少額であるため、比較の対象としていない。

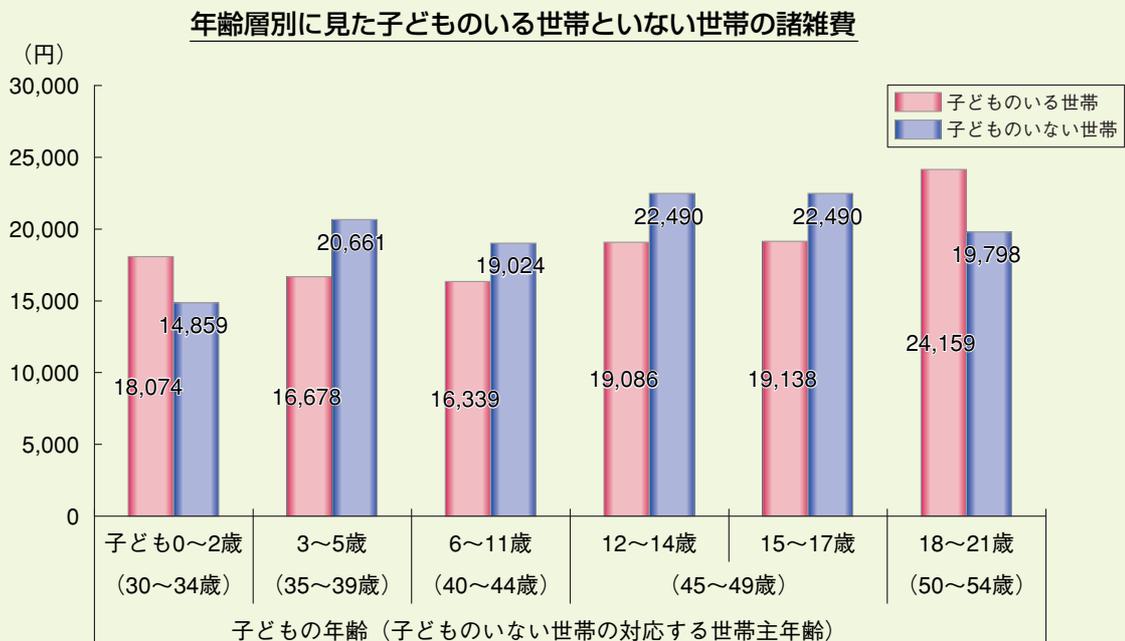
付図表

付図 3-1-13 子どもが18～21歳の世帯の自動車等関係費は子どものいない世帯よりも多い



- (備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で夫婦と21歳以下の未婚の子どもが一人おり、世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯より、子どもの年齢層別に分類した。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで世帯主が夫で仕送り金を支出しておらず、子どものいる世帯の世帯主平均年齢と同一年齢層の世帯主の世帯。
 4. 2001～2003年の年当たり1ヶ月平均値の3か年平均値である。

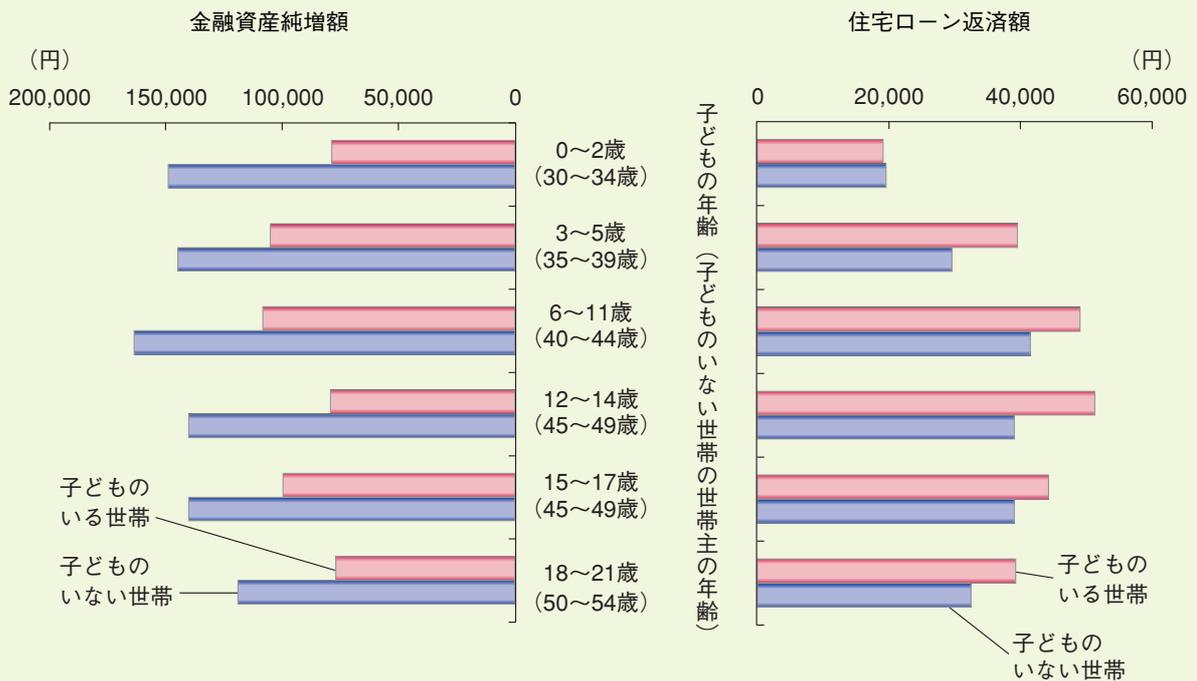
付図 3-1-14 子どもが18～21歳の世帯の諸雑費は子どものいない世帯よりも多い



- (備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で夫婦と21歳以下の未婚の子どもが一人おり、世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯より、子どもの年齢層別に分類した。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみで世帯主が夫で仕送り金を支出しておらず、子どものいる世帯の世帯主平均年齢と同一年齢層の世帯主の世帯。
 4. 2001～2003年の年当たり1ヶ月平均値の3か年平均値である。

付図 3-1-15 どの年齢層でも子どもがいる世帯の金融資産の純増額が少ない

年齢層別に見た子どものいる世帯といない世帯の金融資産純増額と住宅ローン返済額



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
 2. 「子どものいる世帯」は、勤労者世帯で夫婦と21歳以下の未婚の子どもが一人おり世帯主が夫で仕送り金を支出していない世帯より、子どもの年齢層別に分類した。
 3. 「子どものいない世帯」は、勤労者世帯の夫婦のみ世帯で世帯主が夫で仕送り金を支出しておらず、子どものいる世帯の世帯主平均年齢と同一年齢層の世帯主の世帯。
 4. 「住宅ローン返済額」は、家計調査の「土地家屋借金返済額」のことである。
 5. 金額は2001~2003年の年当たり1ヶ月平均値の3か年平均値である。

付図表

付表3-1-16 機会費用の推計結果

単位：万円、%

		大卒平均	大卒薬剤師
就業継続	給与退職金合計	25,377	20,617
		2,269	1,519
		27,645	22,135
育児休業を取得して働き続けた場合	給与退職金合計 逸失額 逸失率	23,503	
		2,234	
		25,737	
		1,909	
		6.9%	
出産退職後再就職した場合	1 歳 時	給与	20,418
		退職金	1,344
		合計	21,762
		逸失額	5,884
		逸失率	21.3%
	3 歳 時	給与	19,333
		退職金	1,344
		合計	20,677
		逸失額	6,969
		逸失率	25.2%
	6 歳 時	給与	16,703
		退職金	1,006
		合計	17,709
		逸失額	9,937
		逸失率	35.9%
出産退職後パート・アルバイトとして再就職した場合	1 歳 時	給与	5,427
		退職金	86
		合計	5,513
		逸失額	22,132
		逸失率	80.1%
	3 歳 時	給与	5,187
		退職金	86
		合計	5,273
		逸失額	22,372
		逸失率	80.9%
	6 歳 時	給与	4,827
		退職金	86
		合計	4,913
		逸失額	22,732
		逸失率	82.2%

- (備考)
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2003年)により作成。
 - 22歳時に就職。結婚後28歳で第一子を出産し、31歳で第二子を出産すると仮定。
 - 育児休業は1年間取得し、その間雇用保険より給与の4割を支給されたと仮定した。
 - 退職する場合は、28歳で退職し、第二子出生後満1歳となった32歳、満3歳となった34歳、満6歳となった37歳で再就職すると仮定した。
 - 「賃金構造基本統計調査」大卒の産業計のデータを使用。年間収入については、同調査の2003年の「きまって支給する現金給与額」「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」により作成。
 - 薬剤師の平均的なケースについては「賃金構造基本統計調査」、薬剤師(女性)の勤続年数を加味したデータを使用。年間収入については、同調査の2003年の「所定内給与額」、「きまって支給する現金給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」より作成。
 - 標準労働者など「きまって支給する現金給与額」を調査していない場合には、一般労働者の年齢層別の「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の比率を基に逆算し当該給与額を推計した。
 - 28歳時の退職金については社団法人日本経済団体連合会「2004年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」の全産業・男性の管理・事務・技術労働者(大卒)の会社都合退職金の支給月数(3.6ヶ月分)を基に算出した。
 - 60歳時の退職金については28歳時と同資料の会社都合退職の60歳定年退職金及び標準者退職金に基づき、就業を継続した場合については所定労働時間内賃金の41.5ヶ月分、育児休業を取得した場合においては37.6ヶ月分、1歳時と3歳時に再就職する場合は23.4ヶ月分、6歳時に再就職する場合は17.0ヶ月分で計算。
 - パート・アルバイトの平均賃金に関しては、「賃金構造基本統計調査」の20代~40代の女性パートタイム労働者平均賃金より120万円で固定した(前掲第2-1-4図(2))。
 - 逸失額は、就業を継続する場合の生涯所得(給与と退職金の合計)と各ケース毎の生涯所得の差額である。
 - 集計は千円単位で行っているため、ラウンドにより内訳と計が一致しないことがある。

第3章第2節における教育の所得弾力性は、以下のように試算した。

1 使用したデータ

総務省「家計調査」の1993～2003年の特別集計データを利用し、月毎の世帯年収階層別の教育費平均値を算出した。

2 試算の方法

世帯年収を7階層（400万円未満、400～500万円未満、500～600万円未満、600～700万円未満、700～800万円未満、800～1,000万円未満、1,000万円以上）に分類する。

各世帯年収階層が支出した10年間の教育費平均値を月別に算出する。1月～12月までの世帯年収階層別の教育費平均値を足し合わせ、そのデータをもとに回帰分析を行った。その結果は次表の通りである。

教育費と所得の関係

(1) 教育費

説明変数：	被説明変数：教育費（対数）	
	回帰係数	t 値
年間所得（対数）	1.2597	13.08321***

自由度修正済み決定係数 0.9659

(2) 授業料

説明変数：	被説明変数：授業料（対数）	
	回帰係数	t 値
年間所得（対数）	1.1488	14.78255***

自由度修正済み決定係数 0.9731

(3) 補習教育費

説明変数：	被説明変数：補習教育費（対数）	
	回帰係数	t 値
年間所得（対数）	1.7165	9.49819***

自由度修正済み決定係数 0.9659

(4) 教科書・学習参考教材費

説明変数：	被説明変数：授業料（対数）	
	回帰係数	t 値
年間所得（対数）	1.3025	9.541128***

自由度修正済み決定係数 0.9375

(備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。
2. ***は1%有意水準で、**は5%有意水準で、*は10%有意水準で帰無仮説が棄却されることを示す。

第3章第2節における大学教育の投資収益率は、以下のように試算した。

1 使用したデータ

①生涯所得及び実質賃金上昇率の算出

- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- ・厚生労働省「毎月勤労統計調査」
- ・社団法人日本経済団体連合会「2004年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」

②教育費及び大学進学率の算出

- ・総務省「家計調査」(特別集計)
- ・文部科学省「学校基本調査」

2 基本的な考え方

- ・大学教育に投資した費用は、①私立小学校授業料、②私立中学校授業料、③高校時の補習教育費、④大学教育費及び⑤大学教育を受けずに高卒時点で就職していれば本来得られたはずの4年間の高卒者賃金(逸失所得)とする。
- ・大学教育から得られる便益は、大卒者が就職した22歳以降の収入と同年齢時点の高卒者収入との差額とする。
- ・私立小・中学校に通うものは全員大学に進学するものとする。
- ・高校で補習教育を受けたものは全員大学に進学するものとする。
- ・私立小・中学校授業料は、小・中学校に通う生徒の平均的な支出。
- ・高校補習教育費は、高校に通う生徒の平均的な支出。
- ・これら私立小・中学校授業料及び高校補習教育費は、大学進学率で割戻し大学進学者集団の平均支出額を算出し利用した。
- ・2004年以降の実質賃金上昇率は、過去25年間(1979~2004)の定期給与の実質上昇率である0.8%を利用した。なお、データの制約上、1979年から1990年までは事業所規模30人以上、1991年以降は事業所規模5人以上のデータを利用した。

3 計算方法

○ 計算式

- ・6歳で私立小学校に入学、12歳で私立中学校に入学、そして、15歳で高校に入学し補習教育を受け、18歳で大学入学し21歳で卒業する場合、 t 歳時点の教育費と逸失所得を E_t と置く。これらの大学に投資した費用 E を6歳時点の割引現在価値(r は割引率)にするには、

$$E = \sum_{t=6}^{21} \frac{E_t}{(1+r)^{t-6}}$$

となる。

一方、大学教育の便益は、22歳以降、 t 歳時点における大卒と高卒の賃金差を B_t とすると、6 歳時点（つまり大学進学のための投資を始めた時点）で評価した大学教育の便益の割引現在価値 B は、

$$B = \sum_{t=22}^{59} \frac{B_t}{(1+r)^{t-6}}$$

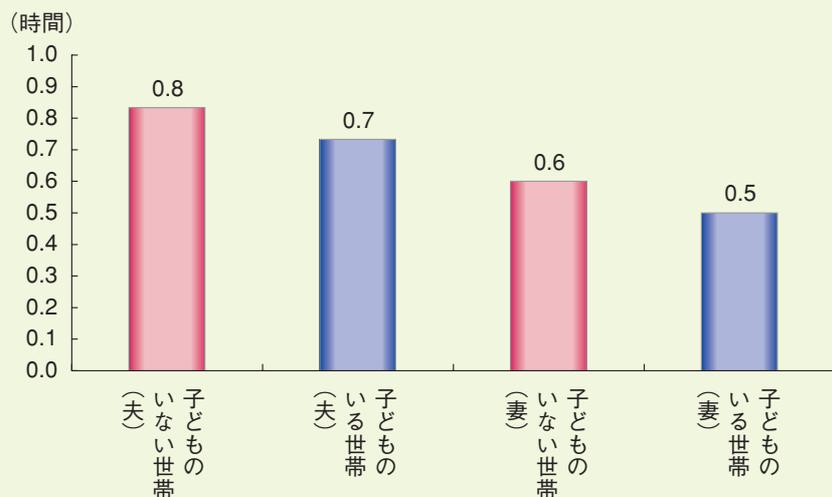
となる。

大学教育からの便益の割引現在価値 B と大学教育に要した費用 E の割引現在価値が一致する割引率 r を大学の投資収益率として計算した。

$$\sum_{t=22}^{59} \frac{B_t}{(1+r)^{t-6}} = \sum_{t=6}^{21} \frac{E_t}{(1+r)^{t-6}}$$

付図 3-4-1 スポーツ・趣味娯楽時間は子どものいない世帯が多い

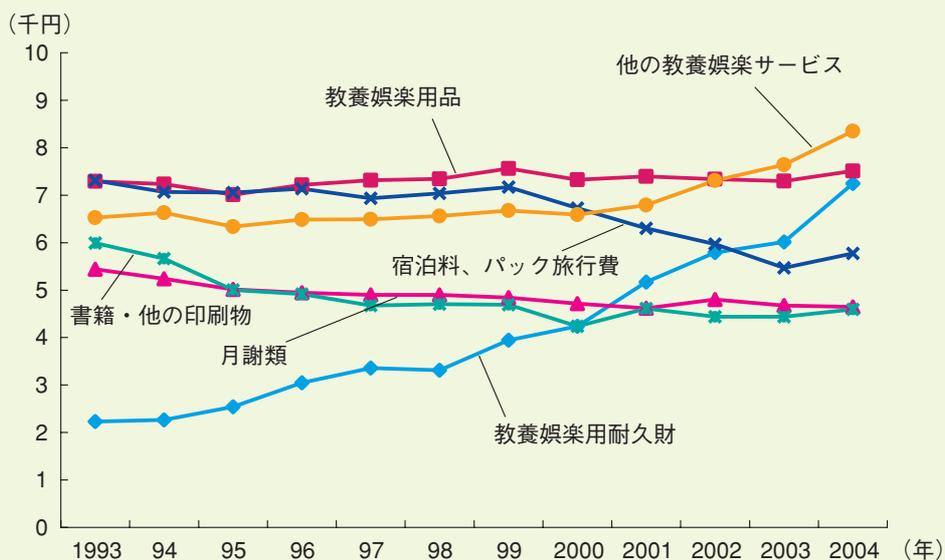
スポーツ・趣味娯楽時間の比較



- (備考)
1. 総務省「社会生活基本調査」(2001年)により作成。
 2. 時間は一人1日当たりの平均行動時間数で、ここでは、行動しなかった人を含む有業の夫・妻の週全体の総平均時間を利用。
 3. 有業者とは、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。なお、家族従業者は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者となる。
 4. 社会生活基本調査の時間表示は少数点以下を「分」で表示しているが、本節では便宜上「分」を「時間」に換算して表示した。なお、各値は小数点以下第二位を四捨五入している。
 5. 「子どものいる世帯」とは夫婦と子どもからなる世帯を指し、「子どものいない世帯」とは夫婦のみの世帯を指す。

付図 3-4-2 伸びる教養娯楽用耐久財への支出

主な教養娯楽費の月平均支出の推移 (勤労者世帯)



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により集計。
 2. 総務省「消費者物価指数」(2000年基準)により実質化した。なお、1999年以前のバック旅行の消費者物価指数が取れないため、便宜的に宿泊料の消費者物価指数を利用し、また2000年以降も、データの一貫性を保つため宿泊料の消費者物価指数を利用した。
 3. 教養娯楽用耐久財とは、テレビ、ステレオセット、パソコン、カメラ、楽器などを指す。
 4. 教養娯楽用品とは運動用具や園芸用具などを指す。
 5. 他の教養娯楽サービスとは、スポーツ観戦料、映画・コンサート料などを指す。